

仕様書

1 件名

特高受変電設備整備工事

2 業務内容

学内全体の使用電力量が、新学科の設置に伴う学生の増加と新校舎の建設により大幅に増加するため、受電設備を高圧から特別高圧に変更する。

3 契約書約款

山陽小野田市公共工事請負契約約款のとおりとする。

4 施工条件

業務の実施等は、別添特記仕様書及び以下の内容に基づいた仕様とする。

(1) 一般共通事項

- ① 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に基づき施工する
- ② 施工時期、施工時間、施工方法、工事車両駐車場、資機材置き場等は本学と協議し、事前に承認を得る。
- ③ 工事安全計画書及び施工体系図は事前に本学に提出する。
- ④ 発生材の処理等はコブリスに登録し、その他関係法令に従い適切な産業廃棄物の処置を行う。
- ⑤ 材料搬入時、必要に応じて受け入れ検査を行い、記録に残す。
- ⑥ 段階毎の立会を本学検査員の元で行う。

6 留意事項

- ① 使用材料、作業週間工程表を本学に提出し、事前に承認を得る。
- ② 作業の始業時に入館証を1号館守衛室で受取、終業時に返却をする。また、終業時に本学の担当者に進捗状況及び次の日の工程を報告する。
- ③ 工事は平日のみとし、作業時間は8:30～17:00とする。やむ得ない場合は、本学と協議する。
- ④ 火気を使用する場合は事前に報告し、本学の許可を得る。
- ⑤ 本学施設の電源及び水道水を使用する場合は事前に本学の許可を得る。
- ⑥ 本工事中に、校舎や設備に損害を与えた場合、汚したりしないよう細心の注意を払うものとし、万一損害を与えた場合は受注者において、損害前の状態に復帰する。

- ⑦ 受注者は主任技術者又は監理技術者が安全衛生協議会を設置し、協力業者が、安全衛生責任者、主任技術者、専門技術者、を置き工事の安全衛生管理を行う。
- ⑧ 主任技術者又は監理技術者が管理施工する。
- ⑨ トイレは本学の指定のトイレを使用してよい。ただし、入館の際は靴を履き替える。
- ⑩ 仕様書に記載していない内容については、本学と協議する。

7 工事場所

山口県山陽小野田市大学通一丁目 1 番 1 号
山陽小野田市立山口東京理科大学

8 完成の時期

令和 9 年 3 月 31 日までとする。

9 検査受領

完成引き渡しの 1 週間前までに、工事完了検査を行う。

10 費用負担

- ① 受注者は、設計業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用及び工事費用を負担する。
- ② 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。

11 請負代金の支払

契約に係る代金の支払いは、下表に示す上限額の範囲内で支払うものとする。

なお、支払限度額は税込みとする。

年度	金額（上限額）	
令和 7 年度	前金払い	契約額の 10 分の 4 以内 (10 万円未満端数切捨て)
令和 8 年度	完了払い	上記の支払額を契約額から控除した額

12 契約の変更

契約の変更は、原則として行わないものとする。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際、リスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。なお、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、本学と受注者が協

議の上対応するものとする。

13 保証期間

瑕疵保証期間は原則として工事完了引き渡し日より 1年間とする。施工者（又は製造者）の責任に属する不良箇所が生じた場合は、本学担当者と連絡のうえ、無料で修理又は改修を行い、良品と取り替えるものとする。また、機器故障の際の一次対応は翌営業日以内とする。1年以内に是正できない場合は、1年間保証期間として延長する。

14 連絡先

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

事務局管財部施設管理課

山口県山陽小野田市大学通一丁目 1 番 1 号

TEL 0836-88-4501 FAX 0836-88-3510

E-mail kanzai@admin.socu.ac.jp